

第 4 章	基本的人権	名前:	日 付	No.02

[問題 1]

次の文の①～③に適語を入れよ。

- ・何人も、いかなる(①)的拘束も受けない。又、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する(②)に服させられない。(憲法 18 条)
- ・何人も、(③)の定める手続きによらなければ、その生命もしくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。(憲法 31 条)

[解答欄]

① 奴隷	② 苦役	③ 法律
------	------	------

[解説]

【身体的自由】

- ・現行犯以外は裁判所の令状なしでは逮捕されない
- ・法律の定める手続きによらなければ、刑罰を科せられない。
- ・拷問や残虐な刑罰の禁止
- ・奴隷的拘束および苦役からの自由

自由権を大きく 3 つに分けると**身体的自由**、**精神の自由**、**経済活動の自由**になる。この中でも特に重要なのは身体的自由である。戦前には、軍部や天皇制に反する者が不当な拘束を受け、激しい拷問を受け、中には獄死していった者も少なくない。日本国憲法は、犯罪捜査にあたって権力の行きすぎがないように、次のように定めている。

「何人も、いかなる**奴隷的拘束**も受けない。又、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する**苦役**に服させられない。」(憲法 18 条)

「何人も、**法律**の定める手続きによらなければ、その生命もしくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。」(憲法 31 条)

「何人も、**現行犯**として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官権(**裁判官**)が発し、かつ理由となっている犯罪を明示する**令状**によらなければ、逮捕されない。」(憲法第 33 条) 「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」(憲法 36 条)

[問題 2]

次の文の①～③に適語を入れよ。

- ・(①)、結社及び言論、出版その他一切の(②)の自由は、これを保障する。(憲法 21 条)
- ・思想及び(③)の自由は、これを侵してはならない。(憲法 19 条)

[解答欄]

①集会	②表現	③良心
-----	-----	-----

[解説]

【精神の自由】

- ・思想および良心の自由
- ・信教の自由
- ・集会・結社・表現の自由
- ・学問の自由
- ・通信の秘密

誰もが自由にものを考え、自由にものを言えるという精神の自由は、人間らしく生きていくために不可欠なものであると同時に民主主義の基礎でもある。日本国憲法は、精神の自由として、思想・良心の自由(第 19 条)、信教の自由(第 20 条)、言論・出版その他の表現の自由(第 21 条)、学問の自由(第 23 条)を保障している。

「**思想及び良心の自由**は、これを侵してはならない。」(憲法 19 条)

「**信教の自由**は、何人に対してもこれを保障する。」(憲法 20 条 1 項)

「**集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由**は、これを保障する。」(憲法 21 条 1 項) 「検閲は、これをしてはならない。**通信の秘密**は、これを侵してはならない。」(憲法 21 条 2 項) 「**学問の自由**は、これを保障する。」(憲法 23 条)

[問題 3]

次の文の空欄にあてはまる語句を下の[]から 1 つずつ選べ。

一人の人間に権力が集中する(①)政権や軍事政権の国では、思想や意見を弾圧し、(②)を制限しているところもある。政府への批判をしたために逮捕され、処罰される例もある。民主化運動の弾圧もその例である。

大日本帝国憲法のもとでもそういったことがあったため、日本国憲法では警察の違法捜査や誤った裁判から身を守るために(③)の自由を保障している。また、政府への批判も自由にできるように(④)の自由を保障しており、主権者である(⑤)の意見が政治に反映されるための不可欠な権利となっている。

[絶対 自由 経済 独裁 身体 表現 信教 心境 国民 個人 天皇 人権]

[解答欄]

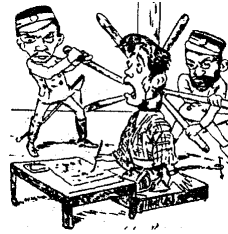
①独裁	②自由	③身体	④表現
⑤国民			

[問題 4]

右の絵は何を風刺しているか。

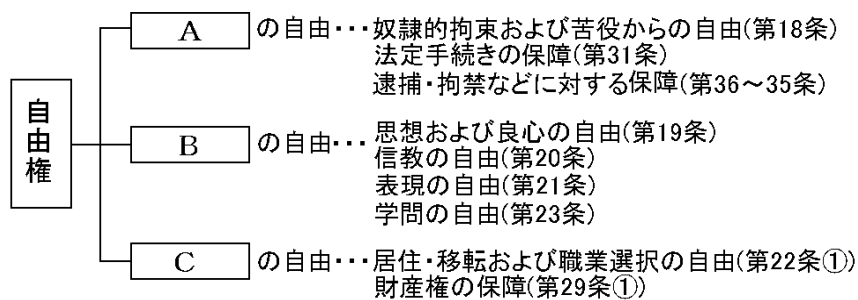
[解答欄]

言論の自由が抑圧されていること。



[問題 5]

次の図を見て、各問いに答えなさい。



(1) 図の A～C にあてはまる語句を答えなさい。

(2) 次の内容は、A、B、C のどれにあたるか。記号で答えなさい。

- ア 会社をおこし経営する。
- イ 拷問や自白を強要されない。
- ウ 親といえども勝手に封書を開けられない。
- エ 自分の貯金は他人が勝手におろせない。
- オ 勝手に住居を搜索されない。

[解答欄]

(1)A 身体	B 精神	C 経済活動	(2)ア C
イ A	ウ B	エ C	オ A

[解説]

【自由権の3分類】

- ・身体の自由
- ・精神の自由
- ・経済活動の自由

自由権を大きく3つに分けると**身体の自由**、**精神の自由**、**経済活動の自由**になる。

身体の自由は警察などの国家権力によって身体を不当に拘束されないという自由である。

憲法は、「**現行犯以外は裁判所の令状なしでは逮捕されない**」、「**拷問や自白を強制されない**」、「**勝手に住居を搜索されない**」、「**奴隷的拘束および苦役からの自由**」を定めている。

精神の自由としては、「**思想・良心の自由**」、「**信教の自由**」、「**学問の自由**」、「**言論出版の自由**」、「**集会・結社の自由**」、「**通信の秘密**」などがある。

経済活動の自由としては、「**財産権の不可侵**」、「**職業選択の自由**」、「**居住・移転の自由**」などがある。

[問題 6]

次の自由権の内容は、身体の自由、精神の自由、経済活動の自由のうちのどれにあてはまるか。

「身体」「精神」「経済」という語句で答えよ。

- (1) 自分の考えをまとめて本を発行すること
- (2) 自分の好きな職業につくこと
- (3) 新潟から東京に移り住むこと
- (4) 理由なく逮捕されないこと
- (5) 好きな学問に熱中すること
- (6) 自分の預金は他人が勝手におろせないこと
- (7) 会社をおこして経営すること
- (8) 拷問や自白を強要されないこと
- (9) 自分たちの考えを訴えるためデモをすること
- (10) 自分の好きな宗教を信仰すること
- (11) 勝手に住居を搜索されないこと

[解答欄]

(1) 精神	(2) 経済	(3) 経済	(4) 身体
(5) 精神	(6) 経済	(7) 経済	(8) 身体
(9) 精神	(10) 精神	(11) 身体	